

第6次男女共同参画基本計画の閣議決定に抗議する

2026年3月17日

女性差別撤廃条約実現アクション

共同代表 浅倉むつ子

柚木康子

2026年3月13日、政府は第6次男女共同参画基本計画（以下「第6次基本計画」）を閣議決定した。閣議決定の前提となった男女共同参画会議の「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的な考え方について（答申）」には、「家族に関する法制の整備等」の項目に、計画策定専門調査会で議論されていない「社会生活のあらゆる場面で旧氏使用に法的効力を与える制度の創設の検討」が含まれていた。それに対し、男女共同参画会議議員から反対意見が出され、私たちを含む複数の女性団体も、当該文言の削除を求める要請書を提出した。

しかし、閣議決定された第6次基本計画には、「答申」にさえ含まれていなかった「旧氏の単記も可能とする法制化を含めた基盤整備の検討」との文言がさらに付け加えられている。これは、選択的夫婦別姓制度に反対する高市首相が「旧姓の単記使用を可能とする法制化の検討」を指示したことを受けたものであり、選択的夫婦別姓の法制化を阻むための方策としかいえない。

なぜなら、戸籍における夫婦同氏を維持したままの旧姓使用が海外では通用しない事例や体験は数多く報告されており、単記であれ併記であれ、別姓の法制化を求める女性たちが長年提起してきた問題の解決にはならないからである。選択的夫婦別姓の実現は、単に利便性の問題ではなく、名前という人格権の問題であり、個人の尊厳の確保の問題であり、そして、ジェンダー平等に道を拓く一里塚である。

ところが今回の閣議決定には人権の観点がまったく示されておらず、むしろ選択的夫婦別姓の法制化を阻む弁明に使われかねない。私たちは、この間の透明性と正当性を欠く政府の対応に強く抗議する。

第6次基本計画の内容は、2024年10月に女性差別撤廃委員会（以下 CEDAW）から日本政府に出された勧告をいかに実現するのか、国際基準のジェンダー平等実現にむけた日本政府の姿勢の現在地を国内外に示すものでなければならない。

第6次基本計画、第12分野「男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献」には、「女子差別撤廃条約の積極的遵守等」の項目に「女子差別撤廃条約第9回政府報告最終見解における勧告について、男女共同参画会議は、各府省における対応方針の報告を求め、必要な取組等を政府に対して要請する。」との記述がある。しかし、これだけでは「女性差別撤廃条約の積極的遵守」とは到底言えない。男女共同参画会議は、CEDAWの勧告を積極的に実施するとの基本方針を明確にすべきである。

そこで、第6次基本計画は女性差別撤廃委員会の勧告に対応しているのか否かについて、

いくつかの政策課題を例示する。

- ① 選択議定書の批准について、勧告は冒頭に「本条約の認知度と選択議定書の批准」を挙げている。しかし、第6次基本計画には、条約の周知度は示されていないばかりでなく、「女子差別撤廃条約選択議定書については、早期締結について真剣な検討を進める。」とあり、第5次基本計画における「女子差別撤廃条約の選択議定書については、**諸課題の整理を含め**、早期締結について真剣な検討を進める。」との記述からさえ後退している。
- ② 勧告は、「結婚したカップルに同姓を義務付ける民法750条が改正されていないこと」「婚外子差別が出生届と戸籍に維持されていること」を懸念として挙げているが、第6次基本計画では選択的夫婦別姓については先に述べた通りであり、婚外子差別の解消にも触れていない。
- ③ 「女性の平和と安全保障」(WPS) について、勧告にある「沖縄の軍事基地に由来する合衆国軍兵士による女性にたいするジェンダーに基づく暴力」については、「WPSの理念を踏まえ」との言葉はあるが、女性に対する暴力の根絶にはまったく触れていない。
- ④ 勧告が求める「国内人権機関」の創設については、第10分野「各種制度の整備」に「男女の人権尊重の理念と法律・制度の理解促進及び救済・相談の充実」という項目はあるが、国内人権機関の創設には触れていない。
- ⑤ CEDAWは「政治的および公的活動への平等な参加」の項で「立法機関、閣僚、地方自治体(市町村長)レベル、さらに司法、外交や学術界に占める女性の割合について第5次男女共同参画基本計画の目標30%を、第6次男女共同参画基本計画では50:50のパリテに引き上げること。」と具体的に勧告している。しかし、第6次基本計画では、「引き続き、2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度となることを目指し、取り組みを強化させる。」とするのみで全く進展がない。30%目標は2003年度に掲げられて以来、23年を経ても実現していない。その原因を明確にすることなく漫然と目標を再掲するだけでは何も変わらない。
- ⑥ 雇用については、勧告で「同一価値労働同一賃金原則の実施が不十分」「コース別雇用管理制度の結果の女性の低賃金・低年金」「間接差別禁止事由が限定的」など多くの指摘があるが、第6次基本計画では「省令の徹底を図る」としか述べられていない。
- ⑦ 女性の健康について、CEDAWは、「人工妊娠中絶の非犯罪化」「配偶者同意要件の撤廃」「性同一性障害特例法での不妊手術要件の撤廃」などを勧告しているが、これも無視されている。
- ⑧ 勧告は、「女性の地位向上のための国内本部機構」について、「女性問題とジェンダー平等に関する専任の省の設置」を求め、「第6次男女共同参画基本計画の策定および実施を含め、多様な背景を代表する女性市民社会組織の有意義かつ具体的な関与を確保し、女性の権利とジェンダー平等を主張し推進するという極めて重要な役割を遂行できるよう、それらの組織への技術的および財政的支援を強化すること。」を求めている。しかし第6次基本計画はこれにまったく応えていない。
- ⑨ 勧告は、「国会」の項目を設けて、「委員会は、本条約の完全な履行の確保における立法

権のきわめて重要な役割を強調する。委員会は国会に対し、その権限に従って、現在から本条約に基づく次回定期報告提出までの間に、本総括所見の実施に関して必要な措置をとるよう促す。」と述べている。しかし第6次基本計画には国会の関与を促す記述はなく、CEDAW勧告の実現に背を向けている。

第6次基本計画とCEDAW勧告との乖離は他にも多く見られる。私たちは昨年11月10日、CEDAW勧告の実施状況に関する各省庁との意見交換会を11府省庁出席の下で開催した。そこで明らかになったのは、CEDAW勧告の実施にはほとんど手が付けられていない状況であった。唯一進んだと言えるのは、緊急避妊薬（アフターピル）の薬局販売が開始され、緊急避妊薬の入手にあたって年齢制限がなくなり、親の同意が不要となったことである。

私たちは、世界から取り残されている日本のジェンダー平等を進める一番の近道は、CEDAW勧告を一つひとつ着実に実現することだと考えている。本来、女性差別撤廃条約の締約国である日本の第6次基本計画は、そのための行動指針となるべきものである。

先に閣議決定された第6次基本計画がそのようなものとはなりえていないことに疑念を表明し、政府の不誠実な対応に強く抗議する。

以上

連絡先 email:opcedawjapan@gmail.com